

(2) 若年雇用対策

a 長期失業者対策

EU雇用戦略では、若者の高い失業率は重要な政策課題であるとの認識が示されている。具体的には、すべての失業者(若年失業者は失業後6か月以内、成人失業者は失業後12か月以内)に対して、職業訓練、再訓練、職場実習、就職、その他の就業能力向上手段を、個別職業指導及びカウンセリングとともに提供することが目標として掲げられている。

後述するイギリスの若者向けニューディールは、こうした雇用戦略目標を具体化したものといえることができる。

b 学校から職場への円滑な移行

EU雇用戦略は、早期退学者は、労働市場に参入する上で必要とされる基礎的な能力を身につけることができず、結果として雇用から遠ざかってしまうという問題を重視し、特に早期退学者数の減少を目標としている。こうした目標を達成するため、加盟国はさまざまな施策を実施している。例えば、イギリスでは、学校制度の改革を実施ほか、義務教育時代からきめ細かな相談・援助を行うための仕組みを整備し、こうした課題に対処しようとしている。

また、学校から職場への円滑な移行を図るための方策として、養成訓練制度の実施を具体例として掲げている。ドイツでは伝統的にデュアル・システムが普及し

ており、これまで若年失業率を低水準に抑え、早期に多くの卒業生を仕事に就かせることに成功してきたと評価されている。また、イギリス、フランスなど、他のEU諸国においても、養成訓練制度の改革を図っている。

c 就業率の向上

前述のとおり、2000年3月のリスボン雇用サミットにおいて、「フル就業(full employment)」という目標が設定され、61%の就業率を2010年までに70%に引き上げることとされた。このように、EU雇用戦略は、失業率を下げることをそれ自体を数値目標とはせず、就業率を引き上げることが目標としている。これは、就業意欲を持たないため、統計上は失業者に入らない者(無業者の一部)についても、労働市場に参入できるようにしようという考え方である。こうした考え方は、就業意欲を持たない無業者に対しても労働を通じた社会参加を促す方向性を示すものである。

d 若年雇用対策のさらなる強化

2005年2月、リスボン雇用戦略の中間見直しに関する欧州委員会の報告において、高齢者と青少年を統合できるような社会についてのビジョンを持つ必要性、青少年の失業率を踏まえ、何らかの行動を起こす必要性等が示された。

これを受け、同年3月、欧州理事会において、欧州青少年協定(European Youth Pact)が採択された。

欧州青少年協定(抄)

欧州の高齢化を背景に、欧州理事会は欧州の青少年がリスボン戦略で提示した全面的に統合された一連の政策や措置から恩恵を受ける必要性を認める。協定は、職業生活と家庭生活の調和を促進しつつ、欧州青少年の教育、訓練、移動性(mobility)、職業的統合(vocational integration)及び社会的統合を高めることを目的とするものである。協定は、これらの分野における施策の一貫性を確保し、青少年のために力強い継続的な移動の出発点を提供すべきである。その成功は、すべての関係者の関与、欧州青少年フォーラム、地域地方自治体や労使に加えて、何よりもまず、国、地域地方レベルの青少年組織にかかっている。

欧州理事会は、EUと加盟国に、各々の権限の範囲で、特に欧州雇用戦略と社会的統合戦略の下で、下記の方向の行動を取ることを求める。

(1) 雇用、統合及び社会的促進(social advancement)

- 雇用に係る相互学習プログラムにおいて、労働市場へ青少年を持続的に統合させるための政策について特にモニターすること
- 青少年の雇用を増加させるための努力をすること
- 各国の社会的統合政策において、最も弱い立場の青少年、特に貧困層の状況を改善すること及び教育の失敗を防ぐための政策に優先権を与えること

- ・ 青少年の職業的統合の分野において社会的責任を示すよう使用者や経済界に促すこと
- ・ 青少年に起業家精神を促し、青年起業家の出現を促進すること

(2) 教育、訓練及び移動性

- ・ 知識が知識型経済のニーズと合致していることを確認する。このために、共通の一連の主要なスキルの発達を習得することを奨励する。これに関連して、まず、学校制度からの離脱者の問題に集中すること

- ・ 別の加盟国で、学生が一定期間勉強できる機会を拡大すること
- ・ 訓練生、ボランティア、労働者及びその家族にとって障害となっていることを除去することにより青少年の移動性を促進すること

(中略)

- ・ 職業資格の透明性や比較可能性、また、非公式な教育の認証について加盟国間の緊密な協力を構築すること

(以下、略)

これを受け、2005年7月に策定された雇用指針において、若年者問題の重要性、特に教育と訓練の必要性

が明確化された。

雇用指針(2005年7月策定)(抄)

1 より多くの人を雇用に引きつけ引き留め、労働供給を増加させること、そして、社会保護システムの現代化

- 指針18** 仕事に対するライフサイクルアプローチの促進
- － 欧州青少年協定にあるとおり、若者に雇用への道を作り、若年失業率を低下させるためのさらなる努力を行うこと

(中略)

3 より良い教育と訓練を通じた人的資本への投資

- 指針23** 人的資本への投資の拡大と改善
- － 養成訓練制度や起業家訓練を含め、職業教育、中等、高等教育へのアクセスを大幅に容易にするための包括的な教育訓練政策及び行動
 - － 早期退学者数の大幅な削減
 - － 生涯を通じた継続的職場訓練への参加の拡大という視点のもとで、すべての学校、企業、公的機関、

個人に開かれた効率的な生涯学習戦略。適切なインセンティブ及び費用負担の仕組みを含む。

指針24 教育と訓練制度を時代が求める職業能力に適合させる

- － 教育訓練の魅力、開放度合、質を引き上げ保証すること、教育訓練機会の拡大、柔軟な学習過程の確保、学生及び訓練生の移動可能性の拡大
- － 柔軟な労働時間、家族支援サービス、職業ガイダンス、そしてそうすることが適切なら新たな費用負担形態により、すべての者に対する教育訓練及び知識へのアクセスを容易にし、かつ多様化すること
- － 資格の定義及び透明度の改善、その効果的認証及び公式非公式な学習の認証により、新たな職業的ニーズ、主要な能力及び将来的な技術的要請に応えること

(3) まとめ

以上のように、EU では、雇用指針という形で若年雇用対策の方向性を示し、これを受けて各国の施策に具体化されるというプロセスを確立している。もっとも、若年失業率は依然として高い水準にあるなど、必ずしも期待に応える成果を挙げているとはいえない。こうした中で、EU は雇用対策の中でも特に若年対策をより

一層重視する姿勢を明確にしている。これを受けて、今後加盟国がどのような取組みを実施していくかが注目される。